平成２６年（フ）第３８２号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目31番56号
債務者　水町　安代
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
鹿児島県鹿児島市東俣町3206番地
債務者　蒲生原英良
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４１０号
鹿児島県鹿児島市南郡元町12番８号エム・ビル302号
債務者　時吉　　令
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市上福元町5922番地１
債務者　福永美保子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４５４号
鹿児島県日置市東市来町長里2547番地１　植村借家Ｂ棟
債務者　松山　優介
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８０号
鹿児島県出水市高尾野町大久保5920番地20、前住所鹿児島県出水市高尾野町上水流838番地15
債務者　大野　　繁
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地　宮下住宅６号棟34号室
債務者　橋口　正弘
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
鹿児島県薩摩川内市青山町4882番地、前住所鹿児島県薩摩川内市宮崎町2631番地
債務者　鶴薗　久子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
宮城県大崎市古川塚目字石名坂113番地５
債務者　佐々木エベリンこと　ＳＡＳＡＫＩ　ＥＶＥＬＹＮ　ＴＯＲＲＥ
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７号
兵庫県伊丹市北野５丁目62番地
債務者　岡井　英子（旧姓森作）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
兵庫県神戸市西区王塚台３丁目９番地　第２イワサキビル101号、前住所神戸市西区南別府４丁目263番地の79
債務者　川井　明美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
兵庫県明石市野々上２丁目１番地の２　シャトー田中Ｂ－101号
債務者　貞任貴美香
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
神戸市西区竜が岡５丁目17番地の３
債務者　篠田　　耕
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
神戸市西区竜が岡５丁目27番地の12　ソシア小泉Ⅳ202号
債務者　利川　行美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５号
兵庫県明石市大久保町松陰1115番地の１　セオコート明石Ⅱ－303号
債務者　Ｓｅｌｅｃｔ　Ｂｏｗこと　木村　考行
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６号
兵庫県明石市大久保町西島405番地　コスモグレイスＢ102号
債務者　竹内　雄治
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７号
神戸市西区伊川谷町有瀬977番地の19　アングラーダム301号
債務者　友成真由美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係